

茨木市エコ農産物推進事業補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、新鮮で安全・安心な大阪エコ農産物「いばらき育ち」の生産・販売を行う事業に対し、市が補助金を交付することにより、大阪エコ農産物の栽培を普及させ、もって大阪エコ農産物の持続的な生産・販売活動の維持及び促進を図ることを目的とする。

(補助対象事業及び補助額)

第2 補助の対象となる事業及び補助額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3 補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、指定された期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 大阪エコ農産物生産計画承認書の写し
- (2) 大阪エコ農産物実績報告書の写し
- (3) 大阪エコ農産物生産実績の写し

(補助金の交付決定)

第4 市長は、第3の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(補助金の交付請求)

第5 第4の補助金決定通知書を受けたものは、補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第6 市長は、第5の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適當と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

(立入検査)

第7 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(書類の保存)

第8 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業の施行に関する書類等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第9 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) その他市長が不適当と認めたとき。

(市長の指示)

第10 市長は、補助金の使用に関し、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年1月29日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の第8の規定は、令和8年1月29日以後に交付申請がなされる補助金に係る書類について適用し、同日前に交付申請がなされた補助金に係る書類については、なお従前の例による。

別表

補助対象事業	補 助 額	
	作 物 名	栽培面積1アール当たりの補助額
大阪エコ農産物認証事業実施 要綱（平成13年12月10日施行） に基づき、茨木市に申請し、大阪府の認証を受けた大阪エコ農産物の生産・販売を行う事業	水 稲	500円
	果 実	1,000円
	その他の作物	2,000円

備考

- 同一品目を連作する場合は、1作付期間ごとを対象とする。
- 栽培面積の合計に1アール未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

様式第1号

年　月　日

(申請先) 茨木市長

住所

氏名

茨木市エコ農産物推進事業補助金交付申請書

茨木市エコ農産物推進事業補助金の交付を次のとおり申請します。

1 補助対象事業

(1) 作物名 水稻・果実・その他の作物

(2) 品目名

(3) 栽培面積

2 交付申請額

3 添付書類

(1) 大阪エコ農産物生産計画承認書の写し

(2) 大阪エコ農産物実績報告書の写し

(3) 大阪エコ農産物生産実績の写し

様式第2号

茨木市指令 第 号

住所

氏名

様

茨木市エコ農産物推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市エコ農産物推進事業補助金は、次の条件
を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨木市長

印

様式第3号

年　月　日

(請求先) 茨木市長

住所

氏名

茨木市エコ農産物推進事業補助金交付請求書

年　月　日付け茨木市指令　第　　号で決定通知のあった事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

(1) 作物名　　水稻・果実・その他の作物

(2) 品目名

(3) 栽培面積

2 金額